

裏面白紙

職發第二二〇號

昭和二十二年四月二十四日

職業安定局長



秘書課長 殿

職業安定局監察室設置に關する件
職業安定局監察室設置に伴い、別紙の通り監察室處務規程を定めたるから報告する。

秘書課長



事務官



四
ケ

311

局達第一號

監察室處務規程左の通定む

昭和二十二年四月二十一日

職業安定局

職業安定局長

3/2

監察室處務規程

第一條 監察室は公共職業安定所の行う業務を實地に査察すると共に、同所職員の綱紀の張弛を檢明し、以つて職業行政の更張刷新に寄與することを職務とする。

第二條 監察室長は監察員のうちより副室長を命じ監察室の庶務を掌らしめる。

第三條 監察室長は、各監察員の據當する區域を定め監察室の業務を分擔せしめる。

第四條 監察員は、査察を行うに當つては、關係都道府縣職業行政主管部に對し、その旨事前連絡しなければならない。

第五條 監察員は、査察した事項につき公共職業安定所長に對し指示を與へることができる。

監察員は、前項の指示を與へたときは公共職業安定所に備付ける査察簿に、その内容を記録すると共に、これを關係都道府縣職業行政主管部に對し通報しなければならない。

第六條 監察員は、監察室長に對し査察した顛末を文書若しくは口頭で報告しなければならない。

第七條 監察室長は必要があると認めるときは監察員の査察顛末報告に意見を附し、これを職業安定局長に對して、報告しなければならない。

第八條 監察室長は、監察員の査察顛末報告により必要があると認めるときは、職業安定局長に對し、意見を述べることができる。

第九條 職業安定局長は、前條による監察室長の意見に對しては、速かに必要な處置をなしこれを監察室長に對し報告しなければならない。

第十條 監察室はその職務を執行するため必要がある場合は、職業安定局各課、都道府縣職業行政主管部及び公共職業安定所長と照會その他の文書往復をなすことができる。

第十一條 監察室長は必要により隨時に、監察室會議を招集することができる。

第十二條 監察室長は、必要があると認めるときは、職業安定局各課長に對し、監察室會議に出席を求めることができる。

附 則

本規程は昭和二十二年四月十八日より適用する。